

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条指導部の款生徒指導課の項第11号中「及び不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室の」を削り、同款不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室の項を削る。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)